

潮来市 第2期
子ども・子育て支援事業計画
【概要版】

子どもも 家庭も いきいき、すくすく
みんなで育む いたこの未来

令和2年3月
潮来市



計画の策定にあたって

子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況が続いています。近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、子育てについて不安や孤立感を感じている世帯も依然として見られ、仕事と子育ての両立を支援する環境も十分に整っているとは言えない状況です。

また、子どもは社会の希望であり、未来を築く大いなる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会、子どもが自ら育つ力を身につけられる社会の実現は、すべての人の願いです。

そのため、本市においては、令和元年（2019年）度に現行の「潮来市子ども・子育て支援事業計画」の計画年度が満期を迎えることに伴い、引き続き、安心して子どもを産み、育てられる社会の実現と、子どもたちがすくすくと育つ子育て環境づくりに取り組んでいくため、市民の声を活かしながら新たに「潮来市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みの構築を目指すものです。

策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針を踏まえると同時に、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づき市町村が策定することができる「次世代育成支援行動計画」としても位置づけられ、子ども・子育て支援に関するさまざまな施策の体系化を進めます。

計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法令改正や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じ見直しを行うこととします。

■計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
今回計画									
					次期計画				

基本理念

子どもも家庭もいきいき、すくすく みんなで育む いたこの未来

子どもを『産み・育てる』ことは、社会を維持し次代を創造する最も大切な社会的な営みといえます。

そのためには、子どもを育てる親やその他の保護者が、子どもを愛し、真に子どもの健やかな成長と幸福を願い、そして、何よりも子どもの幸せを第一に考えていくことが大切です。それと同時に、子どもをほしいと思う誰もが安心して子どもを産み・育てられる環境、そして、子育てを楽しみと感じられるまちづくりを推進していく必要があります。

こうしたことから、基本理念については、前期計画の『子どもも家庭もいきいき、すくすく みんなで育む いたこの未来』を引き継ぎ、市・子育て家庭・市民（地域）が、それぞれの役割のもとに、将来の潮来市を担う子どもたちを“みんなで育てる”意識の醸成を引き続き図っていきます。

また、子どもたちの成長を見守り、本市の豊かな自然環境や伝統を次代へつなぐといった役割を担うことが大切であり、地域のつながりを形成しながら、子育て家庭が地域や社会から孤立することなく、多様な暮らし方を選択できる社会の実現を目指します。

今後の取り組み

○教育・保育の全入時代に向けた対応の充実

サービスの量の拡充についてはすでに一段落したものと見込むものの、それぞれのサービスの質の充実を図るとともに、教育・保育に関わる施設や事業者との連携や情報交流を強化し、それぞれの事業や施設がより利便性の良いものとなるよう検討を行うなど、子育てしやすいまちを目指します。

○子どもたちがのびのびと過ごせる場の充実

地域子育て支援拠点事業の活用、地域資源である公民館や既存幼児施設の利活用により、親子や子どもたちの遊び場など、子どもたちが伸び伸びと過ごせる場の充実を目指し、検討を行います。

○気軽に相談できる体制の充実

いつでも安心して相談できる子育て世代包括支援センターも開設され、今後は家庭全般の支援、相談窓口として「子ども家庭総合支援拠点」の設置の推進など、どのような立場の方でも気軽に相談でき、適切なサービスへとつなげられる体制の充実を目指し、支援を行います。

教育・保育の量の見込みと提供体制

① 1号認定（3～5歳の教育の利用）

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	122	122	124	118	110
確保の方策(総数)	129	129	129	129	129
確保方策一量の見込み	7	7	5	11	19

<確保の方策の考え方>

これまでの確保の方策に対し、今後も量の見込みが上回ることを想定されにくいことから、人口やニーズに十分配慮し、引き続き上記の量を確保します。

② 2号認定（3～5歳の保育の利用）

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	418	413	405	396	388
確保の方策(総数)	453	453	453	453	453
確保方策一量の見込み	35	40	48	57	65

<確保の方策の考え方>

これまでの確保の方策に対し、今後も量の見込みが上回ることを想定されにくいことから、人口やニーズに十分配慮し、引き続き上記の量を確保します。

③ 3号認定（0～2歳の保育の利用）

（単位：人）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量の	0歳	25	27	30	34	38
	1～2歳	218	215	218	221	221
	合計	243	242	248	255	259
確保の方策(総数)		306	306	306	306	306
確保方策一量の見込み(合計)		63	64	58	51	47

<確保の方策の考え方>

前回の量の見込に対して0歳児では実績が下回ったものの、1～2歳児では見込みよりも実績が多くなっており、今後も0～2歳の保育ニーズの高まりと年度途中から利用を希望する人の増加を十分把握し、量を確保します。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

事業名	事業内容	令和6年度 量の見込み	令和6年度 確保の方策
学童保育(放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業	10クラス	10クラス
時間外保育事業(延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所(園)等において保育を実施する事業	8か所	8か所
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園などにおいて、一時的に保育を行う事業 (上段：在園児対象の預かり保育、下段：その他)	8か所	8か所
		9か所	9か所 ※
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業	1か所	1か所 ※
子育て援助活動支援事業	いわゆるファミリー・サポート・センター事業のことで、子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	のべ 527人	のべ 527人
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により、必要な保護を行う事業	のべ 10人	のべ 10人
地域子育て支援拠点事業	子育て広場等で実施している子育てについての相談や情報の提供、援助、子育て家庭の交流を実施する事業	のべ 3,283人	のべ 3,283人
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業	1か所	1か所
妊婦健康診査	妊婦の健康管理のため、14回分の妊婦健康診査受診券を発行し、健康診査の費用を補助する事業	143人	143人
乳児家庭全戸訪問事業	いわゆる「こんにちは赤ちゃん訪問」のことで、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	148人	148人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業	のべ1人	のべ1人
実費徴収に係る補足給付を行う事業		対象世帯に助成を検討	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		必要性に応じて実施	

※ ファミリー・サポート・センターでも預かることが可能であるため、実際にはこれにもう1か所加わります。

子どもや子育て世帯の支援に向けて

基本理念に掲げる「子どもも家庭もいきいき、すくすくみんなで育む いたこの未来」の実現に向けては、教育・保育の事業等を確保していくのみならず、健康づくり、教育環境、生活環境など多分野から取り組んでいくことが必要です。そのため、関連する市内外の様々な組織や機関と連携を取り、推進していきます。

■子どもや子育て世帯の支援のイメージ

健やかな子どもの成長

①親子の健康づくり

②小児医療体制の確保

子どもや子育て世帯の 支援に向けて

地域における教育・保育環境の充実

- ①情報提供と相談体制の充実
- ②子育て支援のネットワークづくり
- ③子育て支援の基盤整備
- ④教育環境の整備
- ⑤子育てと仕事の両立支援

安全・安心に暮らせる生活環境の充実

- ①安心・安全なまちづくりの強化
- ②遊び場などの環境の整備
- ③子どもの権利擁護の充実
- ④様々な家庭への支援の推進
- ⑤障がい児施策の充実

健やかな子どもの成長

①親子の健康づくり

妊娠期から乳幼児期を通じて母子が心身ともに健やかに成長し、安心して育児できるよう健康診査や保健指導、親の育児不安の解消に向けた学習機会の提供など子どもの健やかな成長を支援します。

②小児医療体制の確保

小児医療の充実に努めるため、茨城県や鹿行管内の自治体との連携を図りながら、子どもが緊急時に適切な医療を速やかに受けることができる小児医療体制の充実に努めます。

①情報提供と相談体制の充実

各種サービスについて、利用を希望する方が、それぞれの状況に応じて、適切に利用ができるよう、子どもや子育て世帯に対し、広報紙やホームページ、各種事業等を活用して、情報提供や相談支援等を行います。また、計画的に各種サービスの確保に努めます。

②子育て支援のネットワークづくり

多様化する子育て家庭のニーズに対応するため、子育てに関する情報提供を進めるとともに、子育て支援に係わるグループ・団体のネットワーク化を促進します。

また、子育て中の親子が交流し・集い、子育てに関する相談支援などを行う機会の充実に努めます。

③子育て支援の基盤整備

子どもや子育て世帯の利用意向にできるだけ沿えるよう、教育・保育施設をはじめ、子育て支援事業の整備を促進し、より利用しやすい環境づくりを進めます。また、民間活力を積極的に活用し、多様なあり方に対応した子育て支援の基盤整備に努めます。

④教育環境の整備

次代の担い手である子どもが自主性・自立性を育み個性豊かに生きる力を身につけることができるよう、学力の向上に努め、豊かな心や健やかな体の育成に努めます。また、学校、家庭、地域が連携のもと、すべての教育の出発点である家庭教育への支援と充実を図り、地域の教育力向上に向けた取り組みを推進します。

⑤子育てと仕事の両立支援

男女が家庭、地域、職場等社会のあらゆる分野においてパートナーとして責任を担う社会が実現できるよう各種施策・事業を推進します。また、仕事と生活の調和のとれた多様な働き方が実現できるよう、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の普及・啓発に努めます。

①安心・安全なまちづくりの強化

生活道路の整備や防犯灯の設置・通学路の安全確保と交通事故の防止を図るとともに、学校、地域、関係する団体との連携を強化して、安心・安全なまちづくりに努めます。

②遊び場などの環境の整備

親子や子ども同士が安全に楽しく遊ぶことができる身近な遊び場の確保・充実、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化など安心して暮らせる環境づくりに努めます。

③子どもの権利擁護の充実

児童相談所など関係機関と連携を強化して、養育支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。また、地域の子育て支援機能を活用して虐待の未然防止に努め、早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまできめの細やかな福祉サービスの展開を推進します。

④様々な家庭への支援の推進

ひとり親家庭などに対しては、生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策など、総合的な自立支援に努めます。

⑤障がい児施策の充実

早期発見・対応をするため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を進めます。また、関連分野の連携により、在宅生活や就学支援の体制整備に努め、障がいのある子どもに関する相談支援を推進します。さらに、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、一人ひとりの希望に応じた適切な支援に努めます。

計画の推進

○進行管理と点検・評価

本計画の内容とその実施状況については、地域の関係機関・団体や学識経験者等で構成される「潮来市子ども・子育て会議」へ報告し、点検・評価いただき、進行管理を行うとともに、その結果を計画推進に反映させ、施策展開において連携した取り組みを推進していきます。

取り組み内容や事業の進捗については、ホームページ等を通じて公表し、意見を聴取するなど、実効性の確保と協働による計画の推進を図ります。

○地域・関係機関との連携と協働

本計画の着実な推進を目指し、市が優先的に取り組むべき事項を明確にしながら、地域・関係機関・関係団体の様々な立場の方々との役割分担のもとに、協働で取り組みます。

そのため、以下のような役割分担を踏まえて、地域の子ども・子育て支援にかかわる多様な教育・保育に対応した、きめ細かで柔軟な取り組みを推進します。

◆ 行政の役割

潮来市における子ども・子育て支援事業の取り組み状況について、定期的に市民への周知・啓発に努めるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携・協力を図りながら、実施主体として計画を推進していきます。

◆ 地域の役割

子どもの見守りや様々な子どもや子育て家庭を対象とした事業に積極的に関わりをもち、ボランティア活動、NPO活動などへの参加の拡大を図っていきます。

◆ 家庭の役割

子育ての基本は家庭であるとの基本認識のもとに、子どもをひとりの人格をもった人間として尊重し、しつけ、子育てを家族が協力して取り組みます。



潮来市 第2期 子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

発行／令和2年3月 編集／潮来市役所 子育て支援課

〒311-2493 茨城県潮来市辻 626 福祉事務所

電話番号：0299-63-1111（代） ファックス番号：0299-80-1410